

○彦根市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(平成 21 年 3 月 24 日告示第 40 号)

改正 令和 2 年 4 月 1 日告示第 82 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、彦根市消防団(以下「消防団」という。)に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所またはその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認定した事業所等(以下「協力事業所」という。)をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 協力事業所に対して、消防団活動に協力している証として交付する表示証(以下「表示証」という。)をいう。

(表示証の交付申請および推薦)

第 3 条 協力事業所としての認定および表示証の交付を受けようとする事業所等は、市長に彦根市消防団事業所表示申請書(別記様式第 1 号)により申請を行うものとする。

2 消防団長は、表示証を交付する事業所等について、市長に推薦することができる。

(認定基準)

第 4 条 市長は、前条に規定する申請について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。ただし、消防関係法令に違反していると認められる事業所等については、この限りでない。

- (1) 消防団員である従業員を 2 人以上雇用している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

(審査)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 申請または推薦があった場合

(2) 市長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合

(表示証の交付)

第 6 条 市長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に表示証(別記様式第 2 号)および表示証交付書(別記様式第 2 号の 2)を交付するものとする。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、当該市長村長等と協議の上、当該市町村長等との連名で、表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第 7 条 協力事業所は、表示証を交付した市町村等の名称、交付された年月等を付して、表示証を表示することができる。

2 協力事業所として認めた事業所等が他の市町村にある場合は、前項の表示のほか、当該事業所が所在する市町村等の名称も併せて付すことができる。

3 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

(1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

4 表示できる表示証の様式については、別記様式第 2 号のほか、別記様式第 2 号の寸法を同率に拡大または縮小したものとする。

(表示証交付整理簿の備付け)

第 8 条 表示証の交付に際して、市長は、彦根市消防団協力事業所表示証交付整理簿(別記様式第 3 号)を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第 9 条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から 2 年または第 10 条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁表示証の交付を受けた日から 2 年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第 7 条に規定する表示を行うことができない。

(認定の更新)

第 9 条の 2 協力事業所は、協力事業所の認定の更新を受けようとするときは、表示の有効期間が満了する日までに、市長に第 3 条第 1 項に規定する申請書により申請を行うものとする。

2 市長は、前項の申請書を審査し、協力事業所の認定の更新を決定するときは、表示証交付書により通知するものとする。この場合において、表示証は、引き続き使用するものとする。

(認定の取消し)

第 10 条 市長は、協力事業所が事業を廃止または休止したとき、第 4 条に規定する基準を満たさなくなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたときその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、当該認定の取消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長に返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第 11 条 市長は、協力事業所の名称、消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第 12 条 市長は、協力事業所を彦根市表彰規程(平成 2 年彦根市告示第 80 号)に基づき表彰することができる。

(所掌)

第 13 条 この要綱に関する事務は、消防本部消防総務課において所掌する。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 2 年 4 月 1 日告示第 82 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1(第 3 条、第 9 条の 2 関係)

彦根市消防団事業所表示申請書

[別紙参照]

様式第 2(第 6 条関係)

表示証

[別紙参照]

様式第 2 号の 2(第 6 条、第 9 条の 2 関係)

表示証交付書

[別紙参照]

様式第 3(第 8 条関係)

彦根市消防団協力事業所表示証交付整理簿

[別紙参照]